

## 4月からの新しい生活の始まりに向けて

**異動のシーズンです。国保の届出は14日以内にしましょう！**

国民健康保険（国保）の加入や、他の医療保険に加入するために国保をやめるときは、届け出が必要です。届け出は、同じ世帯の方が役場④番窓口で行い、その際、窓口に来られた方の「本人確認書類（運転免許証など）の提示をお願いします。※同じ世帯でない方が届け出をする場合は、委任状が必要です。

### 国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村から転入してきたとき（社保でない方）	● 転出証明書 ● 印鑑
職場の健康保険をやめたとき	● 職場の保険をやめた・はずれた証明書 ● 印鑑
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳 ● 印鑑
生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書 ● 印鑑

#### ※加入の届出が遅れると…

- ① 加入資格を得た時点まで、さかのぼって保険税を納めることになります。
- ② 届出をしない間の「保険証」を持っていない状態で病院を受診すると、一旦全額自己負担となります。

### 国保をやめるとき

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市町村に転出するとき（社保でない方）	● 保険証 ● 印鑑
職場の健康保険に加入したとき	● 職場の保険証（加入証明書も可） ● 国保の保険証 ● 印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保被保険者が死亡したとき	● 保険証 ● 印鑑
生活保護を受け始めたとき	● 保護開始決定通知書 ● 印鑑
後期高齢者医療制度に加入するとき	75歳到達で加入する方の届出は不要

#### ※やめる届出が遅れると…

- ① 届出をするまで、保険税が発生し続けます。
- ② 資格のない「保険証」を使って病院を受診した場合、国保が負担した医療費を返していただくことになります。

国民健康保険の届出・申請には、個人番号の記入が必要になります。手続きの際は、上記の必要書類に加え、次の書類をお持ちください。

- 世帯主及び被保険者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの。